

ガストロノミー
日本海美食 旅 モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人新潟県観光協会（以下「県観光協会」という。）は、滞在型・着地型観光を推進するため、地域の観光資源を活用し、宿泊者を対象とした、食や文化、歴史、伝統などの地域の魅力的なコンテンツを体験できる『宿泊施設を核とした着地型観光プログラム』（以下「プログラム」という。）の造成経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付基準等)

第2条 補助金の対象は、別に実施する「日本海美食 旅 ガストロノミー モデル事業審査」の結果、採択となったプログラムとする。

2 補助金の交付の対象となる事業実施団体及び補助金の交付額は、「日本海美食 旅 ガストロノミー モデル事業審査」結果を踏まえた内容とする。

(交付申請書)

第3条 交付申請は、別記第1号様式により行うものとし、県観光協会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに提出しなければならない。

なお、交付申請をするにあたって、別記第1－2号様式による誓約書を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 会長は、事業実施団体から前条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 会長は、補助金の適正な執行を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加え、又は次条に規定する条件以外の条件を付して、交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、会長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (5) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (6) 事業終了後、翌年度における事業成果の状況を、会長の指示に従い、報告すること。
- (7) 補助対象者が次のいずれかにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団員（新

瀧県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき

イ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であると認められるとき

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

エ 自己、その属する法人、その他の団体若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき

オ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

カ その役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき

(申請の取下げ)

第6条 第4条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げるときには、補助金交付決定通知を受けた日から15日以内に、別記第2号様式による申請取下げ書を会長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、第5条第1号の規定により会長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、別記第3号様式による変更承認申請書を会長に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第5条第2号の規定により会長の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止(廃止)承認申請書を会長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第5条第3号の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(事業の状況報告)

第10条 会長から事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第5号様式による状況報告書を速やかに会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに提出するものとする。ただし、会長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に対し通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(提出書類の部数)

第13条 この要綱に定める申請書等の提出部数は、1部とする。ただし、会長が別に指示した場合はこの限りでない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から適用する。